

5 類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症は、5月8日から5類感染症に移行します。

それに伴いまして、文部科学省から下記のとおり通知がありましたので、お知らせします。

1 「学校保健安全法施行規則」の一部改正

陽性者の出席停止期間は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」となります。

2 学校における新型コロナウイルス感染症の考え方

- ① 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合などには、登校しないようお願いいたします。なお、体調不良で登校しない場合は、原則として欠席扱いとなります。
- ② 生徒に発熱等の症状が見られる場合は、安全に帰宅させるとともに、受診を勧め、症状がなくなるまでは、自宅で休養するよう指導することがあります。
- ③ 地域や学校において感染が流行している場合などには、活動場面に応じて、「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えたり、身体的距離を確保したりするなどの措置を一時的に講じることもあります。

3 マスクの着用について

- ① 学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とします。
- ② 感染症流行時等には、校長判断により、生徒にマスクの着用を促すことがあります。

4 部活動について

- 陽性者が発症日等前2日間の内に感染リスクの高い状態で参加した場合、最終参加日の翌日から3日間程度活動停止します。その後さらに、部活動関係者に陽性者や体調不良者が確認された場合、状況に合わせて適宜、活動停止期間を延長します。

5 出席停止等の取扱い等について

- 同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があつて、他に手段がない場合など、合理的理由で欠席する場合は、引き続き「校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うこともあります。